高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 23 年３月 18 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道夕張市から北海道勇張郡占冠村上トマムまで	新設工事	平成22年10月７日

近畿自動車道名古屋亀山線愛知県名古屋市緑区大高町から愛知県名古屋市名東区貴船までの工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

標記高速自動車国道の工事が下記のとおり一部完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 23 年３月 18 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　線　名　近畿自動車道名古屋亀山線
区　　間　愛知県名古屋市緑区大高町から愛知県名古屋市名東区貴船まで
工事の種類　新設
工事完了日　平成23年３月19日

高速道路の料金の額及び徴収期間の公告

中日本高速道路株式会社公告第 11 号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条に基づき中日本高速道路株式会社が料金を徴収する近畿自動車道名古屋亀山線の料金の額及び徴収期間について、同法第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 23 年３月 18 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　金子　剛一

「近畿自動車道名古屋亀山線の料金の額及び徴収期間」

１．対象となる自動車

近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南インターチェンジから名古屋インターチェンジ及び名古屋西ジャンクションまでの間の各インターチェンジ間を通行する全自動車。

２．料金の額

近畿自動車道名古屋亀山線の料金の額について、名古屋西ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまでの各区間の料金の額は、別添１のとおりとする。

３．ＥＴＣ利用割引

①　割引をする自動車

近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまでの各区間を通行するＥＴＣ車（中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１⑶①イに定める自動車）

②　割引額

別添２に定める入口インターチェンジから流入し、出口インターチェンジで流出した場合、上記２に定める近畿自動車道名古屋亀山線の料金の額から、別添２に定める額を差し引くものとする。

４．徴収期間

平成23年３月20日から平成62年８月15日まで。

５．その他

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１⑶に基づく各種割引制度については、上記２及び３の額に対して適用する。

別添１

○料金の額（単位：円）

Ａ　外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南インターチェンジ方面へ通行する場合）

	料　金　の　額（単位：円）				
入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋西ジャンクション	500	600	700	950	1,450
大治南インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
甚目寺南インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
清洲西インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
清洲東インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
清洲ジャンクション	500	600	700	950	1,450
山田西インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
楠ジャンクション	400	500	600	800	1,200
楠インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
勝川インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
小幡インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
引山インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
本郷インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
名古屋インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
上社南インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
高針ジャンクション	400	500	600	800	1,200
植田インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
鳴海インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
有松インターチェンジ	400	500	600	800	1,200